

Title	経済犯罪について：西ドイツ連邦刑事警察局の資料を中心として
Sub Title	Über die Wirtschaftskriminalität und ihre Bekämpfung in der Bundesrepublik Deutschland : unter besonderer Berücksichtigung der Tätigkeiten des Bundeskriminalamtes
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.2 (1987. 2) ,p.27- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中實・中谷瑾子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870228-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

経済犯罪について

—西ドイツ連邦刑事警察局の資料を中心として—

宮 澤 浩 一

- 一 はしがき
- 二 連邦刑事警察局とその研究成果
- 三 ドイツにおける経済刑法（経済犯罪）の動き
- 四 連邦刑事警察局の資料に現われた経済犯罪
- 五 むすび

一 はしがき

一 わが国では、まだ必ずしも一般化しているとはいえないが、近時、欧米で盛んに論じられているものに、「経済犯罪」⁽²⁾「経済刑法」がある。もともと、アメリカでは、一九四〇年に、サザラランドが「ホワイトカラー犯罪」⁽³⁾を公刊して以来、今日に至るまで、経済犯罪というよりは、この名称の方を用いる例が圧倒的に多い。EC諸国では、これに対して、「経済犯罪」の方が定着していることは、一九八一年、加盟国の閣僚会議で、加盟各国に対する経済

犯罪への効果的な規制に関する勧告を作成したことによっても明らかである⁽⁵⁾。

もっとも、「経済犯罪とは何か」については、国により、また人により、多様な定義がなされ、その主張内容も大いに異なる⁽⁶⁾。一応の定義をあげてみると、経済活動や企業活動に従事する、社会的に上層部に属し、日頃、尊敬されている人々が、社会的な信頼を裏切り、主として行政法規に規制されている各種の経済活動に伴う違反行為を犯すものをいう。実質的には、ホワイトカラー犯罪の定義とそれほど異なるものではない。後にも述べるように、両者の差は、沿革上の相違に帰する。

此のように、「経済犯罪」は、ヨーロッパとアメリカで、微妙に異なるものであり、その全体像を知るには、両者を比較対照すべきではあるが、本稿は、ヨーロッパのなかで、特に、西ドイツの「経済犯罪」について、しかも、連邦刑事警察局のこれまでの研究成果を中心として検討する。それというのも、これまで、西ドイツの経済犯罪研究という、フライブルクにある二つの研究所、すなわち、ティーデマンを中心とするフライブルク大学の犯罪学・経済刑法研究所とカイザーを中心とするマックス・プランク・外国・国際刑法研究所の犯罪学グループの経済犯罪に関する業績が紹介されてきたからである⁽⁷⁾。

二 これに対して、連邦刑事警察局の研究成果について、これまで、必ずしもその全容を把握する努力がなされてきたとは言えない。ウィースバーデンにあるこの官庁は、現在、国際テロリズム対策の研究センターをもかかえているため、過激派の襲撃に備える厳重な警戒を実施しているものの、そこでの犯罪学研究成果は一般に入手しうるし、同局の主催する研究集会には、司法関係の実務家はもとより、大学の犯罪学研究者も多数参加し、活発に議論を行なっている。他方、西ドイツでも、緊縮財政のおおりは、大学の研究費に及んでおり、かなり金のかかる実証研究を実施するについて、連邦刑事警察局から支出される研究費は、西ドイツの犯罪学研究に「干天の慈雨」の役割をはたしている。もっとも、「国家犯罪学」に研究の自由はあるかという批判がないわけではないが⁽⁹⁾。

以下、連邦刑事警察局の研究成果における「経済犯罪」の位置づけ、経済犯罪の沿革に続いて、連邦刑事警察局の研究成果に現われた経済犯罪の順に、検討を加えてゆくことにする。

- (1) 最近の例として、芝原邦爾・経済刑法研究、法律時報五八巻五号、一九八六年（連載中）がある。わが国の動向については序説にあたる第一回目の本文、注に必要な情報が提供されている。
- (2) 例えば、スウェーデンのホルムベリやイタリアのディ・ゲンナリオは、「経済犯罪・経済刑法に関する二〇以上もの各国の定義をめぐって」Holmberg, Ekonomisk "Criminalitet," 1978; di Gennario, La Criminalità Economica nella Letteratura Internazionale, in: Centro Nazionale di Prevenzione e Difesa Sociale (ed.), Criminalità Economica e Pubblica Opinione, 1982, 13 ff. など Szabo, La criminalité d'Affaires: Aspects Criminologiques. L'Année Sociologique 1981, 285 ff. など参照。
- (3) Edwin H. Sutherland, "White-Collar Criminality", American Sociological Review 5 (Feb. 1940), p. 10; do, White Collar Crime, 1949 [平野竜一・井口浩二訳「一九五五年」]。
- (4) アメリカの文献をすべて当たったわけではないが、Gilbert Geis, On White-Collar Crime, 1981 や Larry J. Siegel, Criminology, 1982 には、「経済犯罪」という用語が使われている。勿論、ホワイト・カラー犯罪という言葉の方が多用されている。
- (5) Council of Europe, Economic Crime, 1981. それに先立ち、一九七六年に、ヨーロッパ理事会犯罪委員会の主催した第一回犯罪学研究所長会議は、「経済犯罪の犯罪的局面」といふ討議をした。do, Criminological Aspects of Economic Crime, 1977 参照。
- (6) 前出注②の各論著を参照。
- (7) そのすべてを網羅する余裕はないので、若干の例をあげると、ティエデマンの業績の紹介は、神山敏雄・岡山大学法学会雑誌二九巻三・四号、一九八〇年、それに依拠したドイツ経済刑法の史的発展の素描（同・同誌三〇巻一号、一九八〇年、さらに、同・刑法雑誌二四巻二号、一九八一年、二六巻二号、一九八四年、二七巻一号、一九八六年）があり、フライブルク大学犯罪学研究所研究員のジーパーのコンピュータ犯罪の研究は、西田典之・山口厚の手で邦訳が公刊された（『コンピュータ犯罪と刑法Ⅰ』〔一九八六年〕）。
- (8) この研究施設とアメリカのFBIを比較した文献として、Reinhard Schweppe, FBI und BKA. Ein Vergleich von Organisation und Kompetenzen, 1976 があふ。

(9) この論争の発端は、逸脱と統制に関するヨーロッパグループの会合でのM・ブルステンの発言であるが、その詳細につきG. Kaiser, „Biokriminologie“, „Staatskriminologie“ und die Grenzen kriminologischer Forschungsfreiheit. *Kriminologie - Psychiatrie - Strafrecht*, Festschr. f. H. Lefrenz, 1983, S. 47 ff., insb. 58 ff. へ Hans Udo Stözner, „Staatskriminologie“ - Subjektive Notizen - , Ebenda, S. 69 ff. 後者には、連邦刑事警察局のほか、ハノーバーの研究グループ (Referatsgruppe Planung, Forschung, Soziale Dienste) の業績とその意義について言及している。

その後の動きとして、Stephan Quensel, *Kriminologische Forschung: Für Wen? Oder: Grenzen einer rationalen Kriminalpolitik*. *KrimJ.* 16. Jg., 1984, S. 201 ff.

二 連邦刑事警察局とその研究成果

一 一九五四年以降、犯罪学研究に実質的な寄与を開始した連邦刑事警察局の今日の姿とその性格は、わが国の警察庁、科学警察研究所、警察大学校、内閣調査室の全機能を併せもった複合的な組織体であり、連邦国家である西ドイツの刑事警察の中枢がウィースバーデンのこの官庁に集中している。

此の機関は、連邦を構成する各州の警察局からの派遣職員に教養・訓練を実施する部門、警察の中堅幹部養成のための警察学校⁽¹⁰⁾、銃器、毒物、筆蹟鑑定など、科学的検査のための実験研究施設、さらに、テロリスト対策部門、国際刑事警察のドイツのセンターなど実務面での各施設をもつが、犯罪学研究に多大の成果をあげているのが、犯罪科学研究所の中のエドウィン・クーベの主宰する「犯罪捜査学・犯罪学研究グループ」である。その成果は、次の七種類⁽¹¹⁾の出版物から成る。「経済犯罪」に焦点をあてながら、紹介する。

① 刑事警察統計 (Polizeiliche Kriminalstatistik)

各州から集めた「刑事統計報告」を「連邦犯罪統計年報」として出していたが、一九七二年度から、コンピュータ

を導入した犯罪統計を公刊するようになり、今日に至っている⁽¹²⁾。その間、犯罪統計の正確さを期するため、実人員計上主義の採用が提唱され、慎重な準備の後、一九八四年度から、被疑者の実人員が計上されている⁽¹³⁾。

② 連邦刑事警察局叢書 (BKA-Schriftenreihe)
一九五五・五六年度より、一年に三冊ずつ公刊している⁽¹⁴⁾。「経済犯罪」には、一九五六年度と一九八三・八五年度(二分冊)に、併せて三冊出ている。

③ 特別号 (Sonderband der BKA-Schriftenreihe)
一九七二年頃から、不定期で公刊されている。所員の著作のほか、外部の研究者のものも出版されている⁽¹⁵⁾。経済犯罪に関して、ペーター・ベルティングの実証研究が出ている⁽¹⁶⁾。

④ 研究叢書 (Forschungsreihe)
部外研究者の業績を含め、一九七四年以降、一九八六年までに、一九卷公刊されている。経済刑法に関しては第一卷「決算犯罪⁽¹⁷⁾」のほか、一六卷一分冊「科学的犯罪捜査学⁽¹⁸⁾」に、経済犯罪の捜査学が収められている。

⑤ 講演集 (Vortragsreihe)
連邦刑事警察局の主催した研究集会で発表された報告と質疑討論の記録であり、一九五四年⁽¹⁹⁾から八六年まで、三二冊、出版されている。

経済犯罪には、第七卷(一九五七年)、第一五卷(一九六三年)、第二九卷(一九八三年)の三冊⁽²⁰⁾がある。

⑥ 犯罪科学研究所報告 (Berichte des Kriminalistischen Instituts)
所員の業績集であり、最近注目されている経済犯罪関係のものとして、クーベの経済犯罪の防止⁽²¹⁾、ベルティングらのコンピュータ犯罪⁽²²⁾がある。

⑦ コンピュータ化された文献集 (COD-Reihe: Computergestütztes Dokumentationssystem)

一九八二年に開催された研究会のテーマ「警察のデータ処理」を手初めとして、その後、毎年のテーマに関し、関連文献とその要約を集成して公刊している。現在まで、四冊出ている。⁽²³⁾ 経済犯罪については、第二巻(一九八三年)が公刊されて居り、一九七六年にベルクハウアーの手で編集された本と併せて、ドイツ語圏の文献が適確に見通せるようになった。

二 こうした文献は、例えば、アメリカでは、司法省内の「法執行過程援助機関 (Law Enforcement Assistance Administration - LEIA)」、イギリスでは、内務省が編集・出版している。西ドイツの司法省は、刑事立法に関する研究資料の作成につき、主導的役割をはたしているが、犯罪学研究には余り寄与するところはない。州の警察局の多くは、犯罪統計をまとめるにとどめているが、バイエルン州警察局の犯罪学研究グループは、実証研究の成果を世に問うている。⁽²⁵⁾ 又、ハノーバーのニーダーザクセン犯罪研究所と「研究グループ・計画と研究(ニーダーザクセン司法省)」⁽²⁷⁾も、質のよい研究を出版している。

- (10) Bundeskriminalamt KI 4 FHB Abt. Kriminalpolizei, Ausbildung für den gehobenen Kriminaldienst des Bundes. Stand: 1. 11. 1982.
- (11) 連邦刑事警察局の中枢を占める研究部門「*Kriminalistisches Institut*」. Stand: Mai 1984 参照.
- (12) R. Schweppe, op. cit. (Anm. 8), S. 28 f. の註か、Helmut Graf, Die deutsche Kriminalstatistik. Geschichte und Gegenwart, 1975 を参照.
- (13) この点につき、宮澤浩一・犯罪統計をめぐる二、三の問題、研修四三六号、一九七九年。なお、宮澤・青少年非行の動向と刑事政策的対応—スイスと西ドイツの状況を中心として—、団藤重光博士古稀祝賀論文集第三巻、一九八四年、三〇六頁以下で、犯罪統計の意義、その限界、そして、統計化に当って、西ドイツで試みられているデータの洗い直し作業についてふれた。わが国でも、データ処理をさらに正確にして欲しいと願っての私見の提示であった。これに関連して一言すると、この西ドイツのやり方が、世界的にみて、どの水準にあるか、同一年内に同一人が数回の非行を行ったダブリを除去した場合に、どのくらいの者が非行を行っているかについて日本との比較などがあれば、読者にはより興味が深かったであろうという論評

- がある(法律時報五八巻六号、一九八六年、一四七頁)。西ドイツは、一九八四年度の警察統計から実人員計上主義を採用している。他の国にその例があるかどうかについては、寡聞にして知らない。全国レベルで実施するには、相当の工夫と慎重な用意が必要であろうし、統計のためのプログラムの作成と全国的な規模での実施のためには当然のことながら、相当の資金と時間がかかる。アメリカで実施されていないことは、たしかと思われる。次に、「修正されたデータ」と日本との比較を私に求められても、出来ない相談である。日本に存在しないデータと比較してみせろというのは、犯罪学の常識を超える注文であり、問題の所在を正しく理解していないのではないかを疑わせる「批評」には、当惑せざるをえない。
- (14) 一九五五・五六年度には、①指紋学、②犯罪捜査技術、③警察監視(保安監視)の諸問題の三冊が公刊された。その後、一九七五年の現代における淫行媒合人像と警察の尋問に至るまで、併せて四三冊が出版され、七八年以降、出版年度でなく、四四巻以下が巻号名で表示されるようになっていく。最新巻は、経済犯罪一(一九八三年)、同二(一九八五年)であり、通巻は、五二、五三巻である。ただし、現在では、一九六八年以前の方は、殆んど絶版となっている。
- (15) 例えは、H.-H. Kühne - Koichi Miyazawa, *Kriminalität und Kriminalitätsbekämpfung in Japan*, 1979 がある。
- (16) Peter Poerting, *Polizeiliche Bekämpfung von Wirtschaftskriminalität*, 1985.
- (17) Bd. 1: G. Sieben et al., *Bilanzdelikte*, 1974.
- (18) Bd. 16/1: E. Kube et al., *Wissenschaftliche Kriminalistik*, 1983.
- (19) Bd. 1: *Bekämpfung des Falschgeldunwesens*, 1954. この第一巻は、部外秘となっており、一冊ずつ、番号がふっており、外部に出ないようになつてゐた。
- (20) Bd. 7: *Bekämpfung der Wirtschaftsdelikte*, 1957; Bd. 15: *Grundfragen der Wirtschaftskriminalität*, 1963; Bd. 29: *Wirtschaftskriminalität*, 1983.
- (21) Edwin Kube, *Prävention von Wirtschaftskriminalität (unter Berücksichtigung der Umweltkriminalität) - Möglichkeiten und Grenzen* - , 1985.
- 本書の初版は、一九八四年に公刊されているが、テキストは、同年一月に行われたクーベ氏のゲーセン大学名誉教授の就任講演である。クーベ氏は、一九八二年八月の第四回国際被害者学シンポジウム、一九八五年の第四回アジア太平洋地域少年非行会議と二回にわたり、来日している。本稿の資料その他、すべては、クーベ教授の御好意で私の個人蔵書となっているものである。

- (22) Peter Poerting - Ernst G. Pott, Computerkriminalität, 1986.
- (23) COD-Literatur-Reihe Bd. 1: Polizeische Datenverarbeitung, 1982; Bd. 2: Wirtschaftskriminalität, 1983; Bd. 3: Internationale Verbrechensbekämpfung - Europäische Perspektiven -, 1984; Gewalt und Kriminalität, 1985.
- (24) Friedrich Helmut Berekauer, Wirtschaftsfeldlinguenz - eine Bibliographie deutschsprachiger Veröffentlichungen auf dem Gebiet der Wirtschaftskriminologie und Wirtschaftskriminalistik unter Berücksichtigung einflussreicher wirtschaftsrechtlicher Literatur, 1976.
- (25) Wiebke Steffen et al., Kriminalitätsentwicklung Bayern 1972-1981 (ohne Jahr: 1982?) けれど、バイエルン警察犯罪研究所メンバー (Kriminologische Forschungsgruppe) の研究成果¹⁹⁸⁹ のメンバー¹⁹⁸⁴ Untersuchung der Möglichkeiten des datenmäßigen Abgleichs von Täterbegehungsmerkmalen zur Fallzusammenführung, 4 Teile 1980-1982 などが¹⁹⁸⁹ (紹介・宮澤・罪と罰二一巻一号・一九八三年)。
- (26) 上の研究所¹⁹⁸⁶ Helmut Kury - Eva Zimmermann (Hrsg.), Das Kriminologische Forschungsinstitut Niedersachsen (KEN), 1983 参照。その研究成果は、「学際的犯罪学研究論集 (Interdisziplinäre Beiträge zur Kriminologischen Forschung)」(一九八〇年以降、今日まで、一八巻が公刊されている) に発表されている。
- (27) Forschungsgruppe: Planung und Forschung. このグループは、「犯罪学研究 (Kriminologische Forschung)」を三冊、公刊している(一九八〇年—八四年)。前注のグループとともに、ハンス・シュナイター・シュヴァイントがニーダーザクセン州司法大臣のとき、設立した研究施設である。

三 ドイツにおける経済刑法(経済犯罪)の動き

一 経済活動の遂行過程で法違反を犯す経済犯罪の取締りは、ヨーロッパで、特に、ドイツ語圏では、第一次大戦中に、構想・実施された。第一次大戦の真只中において、後発的な資本主義国のドイツとオーストリアで、物資の需給が円滑を欠き、戦時経済の運営に多大の支障をきたした⁽²³⁾。物の買い占め、不公平な分配、物価の上昇、暴利といっ

た病的な現象に対抗し、戦時経済の統制をはかるべく、法規上の手当てがなされたが、国民生活は破綻し、前線では善戦したが、銃後が崩れ、キール軍港で水兵が叛乱を起し、ドイツ帝国は瓦解した。⁽²⁹⁾

二 一九三三年一月、政権についたヒトラーは、同年三月、全権委任法の通過により、独裁政権の基礎を築いた。第一次大戦の経験を生かし、経済統制を積極的に狙ったナチス政権は、一九三四年に物資の取引に関する政令、一九三九年に物価規制違反についての刑罰・刑事手続に関する政令を出したが、これは、戦争準備の一環をなす立法であった。ポーランド侵攻後の戦時経済令その他は、経済刑法というよりは、戦時刑法であり、大戦中、この数は極めて多数にのぼった。⁽³⁰⁾

三 一九四五年五月、一〇〇〇年帝国と豪語していたナチス政権は崩壊し、ドイツは、米英仏ソ四国の共同管理の下に置かれた。この間、戦争中の多数の経済法規とともに、敗戦後の極度に逼迫したドイツ経済を支えるために出された多くの占領国管理理事会令とが雑然と併存していた。一九四九年に、基本法が発行した後、錯綜を極めた経済法規を整理した、いわゆる経済刑法が同年七月に公布された。

一九五二年には、秩序違反法が制定され、経済刑法に規制された違反行為の一部がこれに取り入れられ、過料手続で処理されることとなった。その後、一九五四年に、経済刑法を一段と整理した新法⁽³¹⁾が公布された。

四 その間、ドイツの政治状況は、アデナウアー以後、エアハルト、キージンガーがキリスト教民主同盟政権を維持していた。殊に、エアハルト政権崩壊後、政権についたキージンガーは、一九六六年一二月に、ブランドの率いる社会民主党と大連立内閣を組織し、刑事法の改正を推進した。一九六九年九月、社会民主党と自由民主党の連立政権が成立し、この内閣で、戦後の刑事法改正の動きが集大成され、次々に主要な改正が実現した。⁽³²⁾

一九六九年六月と七月に、刑法典、殊にその総則に相当広範な改正を加えた第一次、第二次刑法改正法が、社民党主導の政治情勢の中で制定されたのだが、それに先立って、一九六八年に、秩序違反法も新しくなっている。⁽³³⁾

五 経済刑法の分野では、社会生活の変化に応じて発現する各種経済犯罪を取り締るために、一九七六年に、経済犯罪の取締りに関する第一法律⁽³⁵⁾、そして一九八六年五月と八月に、経済犯罪の取締りに関する第二法律の公布・施行をみた。前者は、ヨーロッパ共同体内での関税の撤廃に伴い、殊に、農産物の生産に挺子入れするための補助金など、一連の経済政策を悪用したり、拡大する各種信用制度を乱用する新種の詐欺事犯に対応するための新設規定を内容とし、後者においては、コンピュータ犯罪、ヨーロッパ共通チェック、クレジットカードなどを用いた詐欺罪に對抗するための新設規定を内容としている。

これらの法改正は、連邦司法省の提出した改正法案に依拠して実現したものであるが、その改正に関連して交わされた議論や提出された意見のなかに、連邦刑事警察局の出版物、その研究会での報告が反映していることを知りうるのである。

六 ヨーロッパ共同体を構成している加盟国のいずれも、経済犯罪に関する国内法規の整備に努めているが、西ドイツの立法措置は、かなり進んでいるといえる。ヨーロッパの経済犯罪について、イギリスのロンドン大学のリーの編著⁽³⁶⁾でそれを知ることができる。

(28) 第一次大戦と経済刑法については、神山・前出注7に詳しい。オーストリアについては、宮澤・オーストリア刑法雑誌論文目録、法学研究四一卷七号、一九六八年、五八頁、ドイツをも含め、経済刑法全体の流れを知るためには、宮澤浩一・井田良・ドイツ全刑法学雑誌、一九八六年、九五九頁以下、さらに、宮澤・ゲリヒツザール、一九七六年をも参照。

(29) 多くの文献があるが、二・三を引用するにこのため。Hartwich et al., Politik im 20. Jahrhundert, 10. Aufl., 1980; Friedrich Wilhelm Henning, Das industrialisierte Deutschland 1914 bis 1978, 5. Aufl., 1979, Hörn・ン・上原和夫訳・近代ドイツ史2、一九七七年、殊に九二頁以下、林健太郎編・ドイツ史(新版)、一九七七年、三二二頁以下。

(30) Haertel - Joel - Schmidt, Wirtschaftsstrafgesetz, 1949, S. 127 f. に于て。

(31) Hellmuth Ebsich, Wirtschaftsstrafgesetz, Kommentar, 1959.

- (32) 多くの文献を引用する代りに、内藤謙・西ドイツ新刑法の成立—改正刑法草案との比較法的検討、一九七七年のみをあげる。その第一章は、改正の動向との関連で、政局の動きが素描されている。
- (33) Erich Günter, Ordnungswidrigkeitengesetz. 7. Aufl., 1984.
- (34) Dreiss - Eitel - Dreiss, Erstes Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität mit Erläuterungen, 1977.
- (35) Hans Achenbach, Das Zweite Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität. NJW 1986, S. 1835 ff. など、政府案に「ごうじは」B. Schulz, Bericht aus Bonn: Regierungsvorlage zur Wirtschaftskriminalität. ZRP 1983, S. 203; do., ZRP 1986, S. 123 ^{かぬん}。
- (36) L. H. Leigh (ed.), Economic Crime in Europe, 1980.

四 連邦刑事警察局の資料に現われた経済犯罪

一 連邦刑事警察局の研究集会は、一九五四年に始まっている。それは、一九五一年に、連邦刑事警察局を創設する法的基礎ができて間もない時期であり、施設もスタッフもいまだ不十分の頃であった。⁽³⁷⁾この初会合のテーマは「通貨偽造罪」⁽³⁸⁾であったが、国際警察協会のマルセル・シユ事務局長も招待され、ドイツ国内の一〇州と連邦刑事警察局から刑事警察の専門家六九名が参会した。第二次大戦前から、政治警察がナチス政権の走狗として、不法国家の擁護に奔走し、国民の人権を無視して権威国家の政策を強行するのに力を貸した経験を教訓として、警察機構を地方分権制とし、刑事警察の部門のみ、連邦施設とする⁽³⁹⁾とした戦後の警察制度の趣旨に従い、連邦刑事警察局の活動は刑事警察に限定され、その出版物は、犯罪捜査上、問題となるものを除き、すべて公開されており、その研究集会は、裁判所、検察庁、弁護士などの司法関係者はもとより、行政官庁の関係者、そして大学の犯罪学、刑事法研究者に広く門戸を開放している。要するに、犯罪の予防、犯罪捜査、訴追に必要な情報を、多方面の専門家の協力により、効果的

に蒐集、分析しようという姿勢が、発足当初から今日まで一貫している。

二 経済犯罪は、この研究会で、三回にわたり、報告・討議が戦わされた。⁽³⁹⁾それは、一九五七年、六三年、八三年であり、西ドイツの政治・経済状況、殊に、ヨーロッパにおける国際的な地位が大きく変動した時期を背景としている。経済犯罪は、国やその置かれた社会情勢により、発現形態を異にする。若干の社会状況を説明しながら、それぞれの研究会の論議に現われた「経済犯罪」とその対策について紹介したい。

①一九五七年四月八日―十三日 汚職を含む経済犯罪の防止に関する研究会

一九五七年九月に举行された第三回総選挙で、アデナウアー政権が単独過半数を占めたという事実が示すように、ニアハルト経済相の社会市場経済政策の成功、経済大国としての復活、NATO加盟の完了、そして、一九五二年発足のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が、一九五七年三月に、ヨーロッパ経済共同体へと新たな統合を実現した時期でもあった。それより先、一九五五年一〇月に行われたザール住民の投票で七〇%近い住民がザールをヨーロッパで共同管理することに反対し、一九五六年一〇月に、ザール協定が締結され、五七年にザール州のドイツ復帰が認められた。第二次大戦後の経済復興、動揺する政治情勢、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス三国という小さな範囲であったにせよ、共同体加盟諸国間での関税、貿易制限を撤廃するなど、政治・経済の両面で、ヨーロッパは大きく動いていた。そして、西ドイツの経済力が強力になったため、経済統合の推進力ではあったが、その反面、農業経済の点で、アキレス腱をかかえていた。⁽⁴⁰⁾このような時代的背景のもとで、「経済犯罪」が犯され、その新しい社会現象をどう捕捉し、いかに対処するかという問題意識は、いまだ熟してはいなかった。それとともに、第七回の研究会の開催された一九五七年当時の西ドイツの刑事法学会では、犯罪学の分野でみるべき業績はいまだあがってはいなかったという事情がある。その当時の犯罪学の主流は、精神医学系統の学者が占め、犯罪生物学の方法が優位にあり、犯

罪社会学者は少数派であった。

だが、経済犯罪は、社会の経済秩序の変動と関連して生起する。この会議が開催された頃の社会状況の特徴をあげるならば、西ドイツの戦後の復興、殊に、破綻した経済、灰塵に帰した工業生産施設を再建し、到るところに残存する廢墟を片づけ、戦後のインフレと戦い、建設のために投資し、無一文で流入してきた東部ドイツからの引きあげ者群に復興資金を貸出し、経済再建をはかることなどであった。⁽⁴¹⁾ その過程で、支払不能となり、破産した事件は数多く発生したし、強制執行、和議など、民事紛争にからむ刑事事件も少なからずあった。資金の不足を補う形での信用の供与、取引の新しい方法としての割賦販売など、従来の市民生活とは異なる取引生活が導入されるにつけても、それを悪用する事犯が新たに登場した。⁽⁴²⁾ 当時の社会の変動、殊に、経済生活の変動に伴って起きた詐欺、横領、背任の事例として、建築費補助金詐欺、割賦販売にからむ取り込み詐欺、経済犯罪としての不正価格の談合、不正競争の事例が報告され（ベルトリング、ハンブルク警察）、⁽⁴³⁾ さらに汚職とのかかわりについて、一九三三年以後のナチ時代の汚職と敗戦後の汚職を比較していずれの場合にも、公務員としての職業とは無縁で、十分に研修をつんでいない者が大量に流入したことで、公務の清廉さを害する行動に出たと指摘された（キーテ、ゲルゼンキルヘン警察）。⁽⁴⁴⁾ また、租税事件において納税モラルが低下し、脱税を違法と考えないようになった原因をイギリスの場合と比較し、刑事政策的な対応を考えるとといった議論も戦わされた（テルステゲン、ハノーバー財務局）。⁽⁴⁵⁾ 経済犯罪の捜査の障害となる銀行の秘密についても問題点が指摘され、⁽⁴⁶⁾ 警察の捜査能力をあげるために、会計、簿記に通じた捜査官の養成、税務署との協力関係が検討される一方、裁判所において経済犯罪に対して適確な判断を形成するために、経済事件に対する専門知識を持った特別な鑑定人が、裁判官の法判断を助ける必要のあることも強調された（ローレンツ検事、ツィルピンス警視）。⁽⁴⁷⁾ 経済事件の訴追、裁判所の審理のあり方に対する弁護人側の現状批判も、当然のことながら出ている（シュミット＝ライヒナー弁護士）。⁽⁴⁸⁾

このように、経済犯罪を対象とする最初の研究会は、あらゆる分野の実務家が一堂に集まって、広範な問題領域にわたる経済犯罪の分野を模索したという感が深かった。

②一九六三年五月二七日―六月一日 経済犯罪の基本問題に関する研究会

一九六三年という年は、一〇月に、戦後の西ドイツ政界に一四年も君臨したアデナウアーが政権をエアハルトに譲った画期的な年であった。西ドイツは、戦後一八年の間に、奇蹟の経済復興をとげ、好景気にわいた。大学や研究所をはじめとする公共投資が盛んに行われ、政治的には、フランスの下ゴール政権との間で親仏外交が展開され、ヨーロッパの独立の必要性を強調する立場を確固とするため一九六三年一月に「独仏協力条約」の調印をみた。他方、ドゴールは、EECの拡大問題に関してイギリスの加盟に強く反対の立場をとったため、与党内に親仏派と親米英派との対立が深刻化し、アデナウアーの退陣となったのである。⁽⁴⁹⁾

西ドイツの経済のなかで、農業問題がアキレス腱であることはよく知られていたが、不振の農業を救うため、助成金、補助金が支給され、その受給をめぐり、不正が多発し、社会問題となったこともしばしばであった。⁽⁵⁰⁾

経済犯罪を扱う二回目の会議が開かれた一九六三年には、西ドイツの大学では、いまだ社会学、殊に、実証主義的な社会学、社会調査の方法を取り入れた経験科学的な社会学は一般的ではなかった。西ドイツの大学のカリキュラムに、社会学や心理学の比重が大きくなったのは、一九六〇年代の後半に、大学紛争が起き、大規模な大学改革が実現されてから後のことであり、犯罪社会学の研究が盛んに行われるようになるのは、一九七〇年代に入って後のことである。⁽⁵¹⁾ この点からみると、連邦刑事警察局の研究集会に、ボン大学のシュエルゲンを招いて、経済犯罪の暗数に関する基本的問題についての所見を聞き、ケルン大学のルネ・ケーニッヒに、先進工業化社会のマーシナルグループの問題とホワイトカラー犯罪に関する知見を学び、ホワイトカラー犯罪については、さらに、アメリカ犯罪学に通じている

ヴォルフ・ミッデンドルフの報告⁽⁵⁴⁾をえて、注目に価する。これらを見ると、大学よりも新しい情報に接近する努力をしていたと評しうる。

この第二回目の議論で特に目立ったものは、経済状況の変化につれて経済犯罪の発現形態が変化する状況を西ドイツの経済発展と関連づけて説明したクルト・ラッハ(BKA)⁽⁵⁵⁾、詐欺罪と経済犯罪の分野での犯罪の潜在性の問題を被害者の特性をからめて検討し、刑事訴追機関に何故知られないままになるのかを多数の具体例を用いて説明し、さらに、被害者が犯罪の被害を受けたことを知ったのに、それを告訴・告発しない理由は何であるかを分析し、潜在したままである被害の程度はどのくらいかを推定しているギュンター・ベルトリング(ハンブルク警察)⁽⁵⁶⁾、多数の事件例に依拠し、経済犯罪者の属する階層別にその行為者人格を分析してみせたヘルバート・シェーファー(BKA)⁽⁵⁷⁾の報告など、その後の経済犯罪研究に幾多の手がかりを残した重要な業績といえるであろう。

そして、汚職の解明(コーブレンツ地検⁽⁵⁸⁾ヘンブラー検事⁽⁵⁸⁾、経済事件の解明と証拠隠滅の問題(オルデンブルク地検ハーベニヒト検事⁽⁵⁹⁾)、経済刑法を中心とした今日の刑法における裁判官の問題を論じたゲスワイナー・サイコ判事(オーストリア)⁽⁶⁰⁾、オランダとベネルクス三国との協力で経済犯罪対策を行っている現状を紹介したライデン大学のムルダー教授⁽⁶¹⁾らの報告は、その後、西ドイツの実務に、経済犯罪の捜査・訴追に関する重点検察庁と裁判所内に経済刑事部を設置する構想へと結実する具体的対応策の策定に寄与する重要な提言⁽⁶²⁾を含んでいた。

③ 一九八三年一〇月一八日―二一日 経済犯罪に関する研究集会

一九七七年に、イギリスをはじめとする国々の加盟で、ヨーロッパ共同体は拡大し、西ドイツの政治的・経済的地位はますます確立していった。経済犯罪に対応する各国の刑罰法規が整備されるに伴い、外国の経済犯罪取締法規違反の事件を処理するのに、複雑な法律問題が出てきた。さらに、域内での電信・電話網の充実、ユーロチェック、ク

レジットカードの普及、コンピュータの導入といった新しい社会事象にに応じて、各種の新型犯罪が登場した。アメリカや日本との経済競争は、発展途上国の経済秩序を侵害する形での商品取引、売買、公害の惹起など、「新たな植民地主義化」の歯止めを要する問題を惹起した。⁽⁶³⁾ 経済犯罪に関する第三回の会合は、まさに、これらの新たな経済犯罪にいかに対処すべきかをめぐる討議の場であった。それは、「古典的経済刑法」に対して「現代的経済刑法」を模索する会議といえた。依然として問題となっている農業政策と補助金詐欺については、一九七六年の「経済犯罪取締法」で規定の新設をみたが、ラインケ（在ブラッセルEC農業調整基金）の言うように、EC諸国で犯される多様な詐欺の手法に効果的に対応するためには、一層の比較研究・事例の蒐集と分析の必要があり、⁽⁶⁴⁾ 経済犯罪とひと口にいても、従来知られた犯行で、その手法が変化したものとともに、これまで知られていない新しい犯行も数多くみられる（BKAのベルク）。⁽⁶⁵⁾ その意味で、統一的な観点に立って、連邦全体でどの程度、経済犯罪が犯されているかについて正確に捕捉するとともに、その防止のため必要な立法措置が必要かどうかも討議の対象となった（ウィルヘルム・シュナイダー司法省刑事局長）。⁽⁶⁶⁾ そして、経済犯罪防止を効率化するための警察と刑事司法法の協力関係の確立とともに、経済犯罪の実態を捕捉するための教養・研修の一層の充実が求められた（ルドルフ・ワッサーマン・ブラウンシュウィク高裁長官）。⁽⁶⁷⁾

今回の会合で、ティーデマンの「経済犯罪の犯罪学的研究」と題する報告は、⁽⁶⁸⁾ 国際的な動向を適確につかんだスタイルの大きな内容であり、また、ハーグ警察のピーター・バン・ダイケン⁽⁶⁹⁾の経済犯罪防止に際しての国際協力という報告も、オランダにおける経済犯罪防止のための組織化、その改革の動き、国際協力の機構などについて、具体的事例を示しながら、実際の協力体制の樹立につき、建設的な提案をした。

連邦刑事警察局のクーベは、アメリカのカプランの説を援用して、経済犯罪の予防を三種に分ける。⁽⁷⁰⁾ それによると、一次予防とは、犯罪の根元に向かい、マクロ面とミクロ面で個々の犯罪現象の原因を防止することであり、二次予防

とは、行為者関係的に、現に危難に遭遇している人又は行為を行おうとしている人を、行為の機会構造を変えることにより、或いは規範適的な態度を積極的に支援することにより、犯行を思いとどまらせることであり、三次予防とは、訴追された者を再犯させないことである。この三種類の予防のうち、警察の任務とかかわるのは二次予防であるとし、行為の機会構造を変更するための方策として、暗数にとどまっている事件の解明、関連諸機関の間での情報交換の改善、経済犯罪に関する研修の充実、捜査前後の資料を情報化し、積極的にそれを獲得することに努めるなどの方法で、犯罪者が安心して次の犯行にとりかかれないうようにするといった試みを通じて、犯罪を予防すべきであるとする。この見解を拡大したのが、研究所報告として出版された文献⁽⁷¹⁾である。

三 経済犯罪の防止を、現実の警察がどのような機構を用意し、どのようにして実行しているかについて、全州の一四七ヶ所の警察官署に対し、質問表を用いて調査し、その結果を分析した文献が、特別号として一九八五年に公刊されている。そして、二冊の叢書は、経済犯罪、その種類、その防止策につき、二九編の論文から成る、一種のエンサイクロペディアの性格をもつ論文集であり、利用価値は極めて高い。⁽⁷²⁾

(37) R. Schweppe, op. cit. (Ann. 8), S. 10 ff., 27 ff.

(38) 講演集第一巻(前出注19)七頁にシュ氏の挨拶「一頁以下に、参加者全員の写真と参加者名簿がある。」

(39) 前出注20参照。

(40) この動きにつき、前出注29の文献のうち、ハルトウイヒ等の編著四四六頁、ヘンニングの著書二二一頁以下、ユーロ・マソンの邦訳書三四八頁以下、特に三五三頁以下、林編著四九二頁以下参照。

(41) 全体として、Niggemeyer, Einführung, op. cit. (Ann. 20), 1957, S. 7 ff.; G. Schmülders, Die Wirtschaftsdelikte als Störungsfaktoren im Ordnungssystem der Marktwirtschaft, ibid., S. 13 ff.

(42) この点の問題は、Schulze, Insolvenzen in der Statistik, ibid., S. 21 ff.; Hinrichs, Bankrotthandlungen aus der Sicht des Konkurs- und Vergleichsverwalters, ibid., S. 33 ff.; Tidow, Wirtschaftsdelikte aus der Sicht des Konkurs- und Vergleichsrichter, ibid., S. 41 ff.

- (43) Bertling, Wirtschaftsdelikte aus der Sicht des Wirtschaftskriminalisten, *ibid.*, S. 49 ff.
- (44) Kiehe, Erfahrungen aus der Tätigkeit zentraler Dienststellen zur Bekämpfung von Korruption, *ibid.*, S. 181 ff.
- (45) Tersteegen, Besonderheiten der Steuerstrafaten und des Steuerstrafrechts, insbesondere unter dem Gesichtspunkt einer Zusammenarbeit zwischen Finanzverwaltung und Kriminalpolizei, *ibid.*, S. 213 ff.
- (46) Paulus, Das Bankgeheimnis im Ermittlungsverfahren und im Strafprozess, *ibid.*, S. 205 ff.
- (47) Lorenz, Aufklärung und Verfolgung von Wirtschaftsstrafaten, *ibid.*, S. 91 ff.; Zirpins, Der Sachverständige in Wirtschaftsstrafaten, *ibid.*, S. 99 ff.
- (48) Schmidt-Leichner, Wirtschaftsdelikte aus der Sicht des Verteidigers, *ibid.*, S. 117 ff.
- (49) 『ドイツの刑罰』 著者 堀田祐三の文庫の序文『ドイツの刑罰』 著者 堀田祐三の著書一八八頁、林謙三五二頁以下参照。
- (50) 中谷ユヅル、Niggemeyer, Überblick über die gegenwärtigen Probleme der Wirtschaftskriminalität, *op. cit.* (Ann. 20), 1963, S. 7 ff. 参照。
- (51) 西ケインンの大学改革と法社会学講座の問題を論じたものとして、『宮澤浩一・西ケインンの裁判官研究』の序文——西ケインン法社会学の現状に関する一〇のメモ——法学研究四八巻四号、一九七五年から。
- (52) Werner Schöllgen, Sozialwidrige Trends im Vorfeld der eigentlichen Wirtschaftskriminalität, *ibid.*, S. 15 ff.
- (53) René König, Zur Frage der Marginalität in der Alltags-Moral der fortgeschrittenen Industriegesellschaft, *ibid.*, S. 37 ff.
- (54) Wolf Middendorf, Die White-collar-Kriminalität in den USA, *ibid.*, S. 59 ff.
- (55) Kurt Lach, Aktuelle Erscheinungsformen der Wirtschaftskriminalität, *ibid.*, S. 75 ff.
- (56) Günter Bertling, Die Latenz im Bereich der Betrugs- und Wirtschaftskriminalität, *ibid.*, S. 101 ff.
- (57) Herbert Schäfer, Zur Täterpersönlichkeit des Wirtschaftsstrafäters, *ibid.*, S. 117 ff.
- (58) W. Hempeler, Erfahrungen bei der Aufklärung von Korruptionfällen, *ibid.*, S. 141 ff.
- (59) G. Habenicht, Der Haftgrund der Verdunkelungsgefahr und seine Bedeutung für die Aufklärung von Wirtschaftsstrafaten, *ibid.*, S. 155 ff.
- (60) Th. Gössweiner-Saikó, Der Richter im heutigen Strafrecht, unter besonderer Berücksichtigung des Wirtschaftsstrafrechtes - Reformgedanken zur Strafrechtspflege -, *ibid.*, S. 175 ff.

- (16) A. Mulder, Neue Wege zur Bekämpfung der Wirtschaftsdelikte in den Niederlanden, Zusammenarbeit der Benelux-Länder auf diesem Gebiet, *ibid.* S. 251 ff.
- (17) 勿論、第一回大会の総論(福田邦彦、47、48)も、併せて参照した。
- (18) 今村、107、Siegfried Frühlich, Eröffnungsansprache, *op. cit.* (Anm. 20), 1983, S. 9 ff.
- (19) Siegfried Reinke, Wirtschaftskriminalität und Europäische Gemeinschaft, *ibid.* S. 29 ff.
- (20) Wilhelm Berk, Das aktuelle Erscheinungsbild der Wirtschaftskriminalität, *ibid.* S. 45 ff.
- (21) Wilhelm Schneider, Rechtspolitische Aspekte der Bekämpfung von Wirtschaftskriminalität, *ibid.* S. 67 ff.
- (22) Rudolf Wassermann, Kritische Überlegungen zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität, *ibid.* S. 81 ff.
- (23) Klaus Tiedemann, Die kriminologische Erforschung der Wirtschaftskriminalität - Ein Überblick über den internationalen Stand der Forschung -, *ibid.* S. 113 ff.
- (24) Pieter van Dijken, Internationale Zusammenarbeit bei der Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität, *ibid.* S. 191 ff.
- (25) Edwin Kube, Prävention von Wirtschaftsdelikten. Utopie oder reale Chance?, *ibid.* S. 135 ff.
- (26) E. Kube, *op. cit.* (Anm. 21).
- (27) P. Poerting, *op. cit.* (Anm. 16).
- (28) BKA-Schriftenreihe Bd. 52 u. 53: Peter Poerting (Hrsg.), *op. cit.* (Anm. 14), Wirtschaftskriminalität, Teil 1 u. 2, 1983 u. 1985.

五 おまわり

経済犯罪・経済刑法というところ、すく頭に浮ぶのは、刑法典の規定、各種行政取締法規が、現時の「経済犯罪」に対応しているか、どの程度、活用されているかという「現状認識」である。しかし、このようにしてえられるデータや「現行法規の対応」で満足することはできない。何故なら、「経済犯罪」が、今日の「経済秩序」、それと密接にかかわっている「国民の生活秩序」に対して、どのような形で侵犯しており、その好ましさからざる行為態様に対し

て、いかにすれば効果的に法的な対応ができるかという、現代社会の極めて重要な課題について、為政者は、殆んど何らの意識を持っていない——というよりも、努めて、国民の眼をそらそうとしているのではないかと思われるほど、現代社会における巨悪の横行・跋扈を許している。そして困ったことに、各種の行政法規違反は、わが国では「悪」とは必ずしも認識されていないのである。目に見える形での実害を伴う侵犯行為がなければ、「違法」とか「不法」と意識されないというのは、いかにも、さびしい話ではあるが、市民の間で被害意識も稀薄であり、違反者もまた「違法の意識」に欠けていることもあるためか、行政法規違反としての「経済犯罪」に対する警察の取締は、不活発といつてよい。

経済犯罪は、現実には、かなり多数の国民に被害を及ぼしてはいるが、泥棒や強盗のように、白昼、それと気づく形で犯されるわけではないから、その多くは気づかれていない。だが、国民の税金を湯水のようにつかみ使いしている各種の補助金を考えてみるとよい。毎年のように繰り返かえされる米価審議にからむ馬鹿騒ぎと政府の買入れ価格の決定の不明朗さ、輸入食肉の価値調整と称する農林水産省の外郭団体の国民不在の価格操作。これらすべて、国民の税金を国会議員や高級官僚の地位保全に乱用していると言っても過言ではない。国民生活に、円高の差益が殆んど還元されないのは、ガス、電気など公共料金、国際航空運賃をはじめ、あらゆる輸入商品についても言えることである。欧米の国民と比べて、日本に住む者くらい、「経済犯罪」の被害者であることに気づかされていない者はいない。しかし、これは、多くの被害者の無知によるのであるから、今のところはどうにもならないが、いつかはとりかえしのつかない破局が訪れて、全員で奈落の底に墮ちてゆけばすむのであるから、それはそれで解決となろう。

問題は、外国での「経済犯罪」についてである。国内でもうからなくなったので、外国でもうけよう、海外に投資することで、貿易摩擦の非難をかわそう、海外の安い材料、人件費を有利に利用しよう、日本のすぐれた技術で漁獲量があがって何が悪いかなど、数えあげればきりのない話であるが、あらゆる形態で、企業が海外において、各国の

法律を侵犯している。日本人は、海外でも、殺人、強盗、詐欺、窃盗など、一般刑法犯を犯すことは少ないが、税法、関税法、各種の行政取締法規、殊に、経済刑法を無難作に犯しているのではなからうか。

公害の規制、経済取引の公平・適正化、経済的・政治的弱者保護など、各国政府が国民生活を配慮して制定、施行し、内容が複雑になっているそれぞれの国内法規の存在を無視して、自国、いやもっと近視眼的に、自社の利益をあげるため、なりふりかまわず「経済犯罪者」となっていはしないか。

そして、このような行動こそが、日本に対する風当りを強くしているのではないか。まさに、今日の重要な点は、ここにある。国際社会の中にあつて、国際協調という大枠の中にとどまってはじめて、自由な経済活動が許される。

日本の都合で他国を屈服させることなど、自由主義経済秩序のなかでは、許されるべくもない。「国際経済犯罪」⁽⁷⁵⁾の場合、被害者は、決して「気づかざる大衆」ではない。国際ルールに反する経済活動を放置することは、国が犯罪に加担し、「犯人庇護」を犯すことと同じである。この点について、われわれは、もっとシビアな見方を堅持すべきであらう。

(74) これらの問題点について、宮澤浩一・伝統的犯罪の被害者と現代的犯罪の被害者、法律のひろは三九卷三号、一九八六年、殊に一一頁のむすびの言葉、参照。この点で、ティードマンの報告（前出注68）一一二頁以下の国際取引における企業犯罪の問題性の指摘に共感を覚える。

(75) 「国際経済犯罪」の一形態として、先進国の企業、殊に、多国籍企業が、発展途上国に、公害をもたらし、不良な医薬品や古くなった商品を大量に売却し、或は現地の企業を市場から駆逐するなどして、相当悪どいことをしている。一九八五年にミラノで開催された国連の犯罪防止会議で、「犯罪の被害者」を論ずる際に、此の重大なテーマを扱う筈であったが、国際政治の圧力で問題が先送りされた。日本は、欧米先進国とともに、「加害者」、つまり、「国際経済犯罪者」である可能性がある。国際的な経済のルールを侵犯する海外での経済活動について、今から、何らかの具体的対応をはかっておく必要がある。これらについて、宮澤浩一・諸澤英道・犯罪被害者の権利―第七回国連犯罪防止会議へ向けて―、法学研究五七卷一一号、一九

八四年のほか、宮澤浩一・社会の多様化と犯罪被害者、法律のひろば三八巻一―号、一九八五年参照。

補注 最近 Klaus Tiedemann, Die Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität durch den Gesetzgeber - Ein Überblick aus Anlaß des Inkrafttretens des 2. WiKG am 1. 8. 1986 - JZ 1986, S. 865 ff. に接した。前出注55のマンメンの論文と比べて、個々の論点につき詳細な論評を加えており、さすがに経済犯罪研究の第一人者の筆になるものと思われる。

追記

一九八六年一〇月二日、本日、私は一八回目のヨーロッパ出張に出る。このような多くの機会がえられたのは、慶應義塾大学法学部教授会が学問研究に対して寛容な決定をされる伝統があるからではあるが、このような私の勝手な行動にいつも被害にあっていた刑事法スタッフ、殊に、中谷瑾子教授の御支援があつてこそその話であった。御退職を記念するに当り、推蔽も充分になされていない小論ではあるが、深い感謝とともに捧呈するものである。